

[農業委員会事務局 所管]

○農業委員会運営に要する経費（06010102） 20,661 千円（18,930 千円） 予算書 P105

〈国・県：5,425 千円 一財：15,236 千円〉

* 特定財源積算根拠

- ・ 県委：農業委員会費委託金 1,588,000 円
- ・ 県委：農地利用最適化交付金 3,837,000 円

（目的及び期待する効果）

担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等、農地利用の最適化を推進するとともに、農業の維持発展のため、意欲ある担い手の確保・育成、認定農業者及び農地所有適格法人等の経営支援に積極的に取り組む等、優良農地確保、効率的利用及び望ましい農業構造の実現に向け、農地の保全と有効利用の促進を図る。

（内容）

- （１）農地利用の最適化の推進に関する指針の策定・実施
- （２）農業委員会総会・調査会（各月１回）の開催
- （３）農地の権利移動・設定及び転用関係の許認可について農地を守る立場からの助言指導
- （４）農地・農政部会会議及び研修会への参加、実施
- （５）農地等利用最適化推進施策に対する関係機関への改善意見の提出
- （６）農地パトロール等による農業及び農地の実態把握

[監査委員事務局 所管]

○監査事務に要する経費（02060102） 1,487 千円（1,464 千円） 予算書 P64

〈一財：1,487 千円〉

（目的及び期待する効果）

地方自治法及び地方公営企業法に定める監査、検査及び審査を実施する。

市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理または市の事務の執行が、地方自治法第２条第１４項及び第１５項及び財政健全化法の規定の趣旨にのっとってなされているかどうか留意し、積極的かつ指導的に実施し、市事務事業の適正及び効率的な執行を図る。

（内容）

- １ 例月現金出納検査
会計管理者及び企業管理者の現金出納事務の執行についての検査。（毎月実施）
- ２ 決算審査
一般会計、特別会計及び公営企業会計（水道事業会計、下水道事業会計）の決算書等について、予算の執行または事業の経営等の執行についての審査。
財政健全化法に基づく、一般会計、特別会計及び公営企業の決算に係る各比率の算定の基礎となる書類の審査。
- ３ 基金の運用状況審査
基金運用の適正及び効率的な執行など運用状況についての審査。
- ４ 定期監査
予算の執行、収入、支出、契約、財産管理等の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についての監査。（毎会計年度１回以上実施）
- ５ 行政監査
監査委員が必要と認めるとき、市の事務事業の執行について行う監査。
- ６ 随時監査
監査委員が必要と認めるとき、随時財務に関する事務の執行等について行う監査。

7 財政援助団体に対する監査

監査委員が必要と認めるとき、市が補助金等の財政的援助を与えている団体及び公の施設の管理受託者及び出資団体に対し、出納その他の関連する事務の執行について行う監査。

8 住民の直接請求に基づく監査

選挙権を有する者及びその総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から出された請求の監査。

9 住民監査請求に基づく監査

市長または職員について、違法若しくは不当な公金の支出等に対し、市民から出された請求の監査。

10 議会の請求に基づく監査

市の事務の執行に関し、議会から請求があったとき行う監査。

11 市長の要求に基づく監査

市の事務の執行に関し、市長から要求があったとき行う監査。